

特別非課税貯蓄みなし廃止通知書の記載要領等

- 1 この通知書は、特別非課税貯蓄申告書を提出した貯蓄者の預入等の残高がなくなった場合で、その後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に預入等がなかったときは、その翌年1月1日に、当該預金等につき特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなすため、この場合には、金融機関の営業所等の長は特別非課税貯蓄みなし廃止通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の所在地等を記載してください。
 - (2) 「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
 - (3) 「最高限度額」欄に、金額を記載してください。
 - (4) 「特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日」欄に、その日付を記載してください。